

第16回世田谷区農業委員会総会

日：平成30年11月30日（金）

場所：三軒茶屋分庁舎 4 階会議室

第16回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：平成30年11月30日（金）午後3時から

開催場所：三軒茶屋分庁舎4階会議室

出席の委員：会長 高橋昌規、会長職務代理者 穴戸幸男、池亀宏、田中宏和、荻部嘉也、
田中光男、橋本隆男、永井潔、山崎義清、高橋敏昭、佐藤満秀、上野博、渡
邊武彦、森安一、三田浩司、高橋良治、佐藤治雄、山崎節彌、諸星養一、真
鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：なし

出席の職員：事務長 筒井英樹、事務次長 河野裕宣、主事 會田航、主事 湯本由美

午後 3 時開会

事務局 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより第16回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(資料確認、会長あいさつ)

高橋会長 本日は全員出席ですので、総会が成立していることを報告いたします。

本日の署名委員でございますが、山崎義清委員と高橋敏昭委員、よろしく願いいたします。

それでは、次第 4 の議案の審議に入ります。

本日は(1)の第 1 号議案がございます。農地法第 3 条に基づく許可申請についてを 1 件上程いたします。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.1をご覧くださいと思います。本日は、第 1 号議案農地法第 3 条に基づく許可申請についてが 1 件ございますので、審議についてよろしく願いいたします。

それではまず、審議に入る前に、農地法第 3 条の許可申請につきましては、簡単に流れを申し上げますと、農地を農地として所有権の移転とか賃借権等の権利を設定、移転する場合は挙げられます。今年 4 月の総会以来の案件でございますので、まずは根拠法令から説明させていただきまして、引き続き審議に入らせていただきますので、よろしく願いいたします。

それではまず、条文を読ませさせていただきます。農地法の抜粋、農地法第 3 条、下線部でございます。農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令　これは後程触れます農地法施行令のことでございます　で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められています。農業委員の皆様にご審議いただいて許可を受けなければならないということがこの条文で定められていることをご理解いただければと思います。

そちらの前提がある中で、14ページの真ん中辺の下線部、2 をご覧くださいと思います。こちらは第 2 項になります。前項　第 1 項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可はできませんと定められております。ただし、第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる場合において、政令　農地法施行令で定める相当の事由があるとき

は、この限りでない。つまり、許可することができるがこの条文に定められています。その後、一から五及び15ページの六、七、要は一から七が第1号から第7号という形で、12ページで表にまとめたものがあるので、後程触れさせていただければと思います。

続きまして、16ページをご覧ください。農地法施行令の抜粋でございます。農地法第3条の許可というところで申し上げましたけれども、その農地法第3条に基づく第2条の下線が書かれているところについては、農地または採草放牧地の権利移動の不許可の例外規定がありますということが書いてあります。

第2条の今回該当する案件のところ、17ページをご覧ください。こちらの真ん中辺に、3の下線部、法 農地法第3条第2項第5号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次のとおりとする。次の第1号から第3号とすることが掲げられている中で、まず、この農地法第3条第2項第5号につきましては、後程も詳細に触れますけれども、世田谷区において農地の所有権を渡すところの面積要件として、権利取得後の農地面積が30a、3000㎡に達していなければ許可できないという項目があったということは、過去に説明していたところでございます。3000㎡に達しない場合においても許可になります相当の事由は次のとおりとするということで、その下に第1号から第3号にあります。

今回該当になる部分は第3号でございます。その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得すること。簡単に申し上げますと、位置、面積、形状、または過去の経過等から、その譲受人でないと引き続き耕作できないと想定していただければというところでございます。

今読み上げました農地法施行令の第2条3項第3号をもとに、本日皆様にご審議いただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、A3判の12ページをご覧ください。今申し上げた法律の条文に基づく内容となりますけれども、農地法第3条の規定による許可申請の調査書ということで、今回の案件について調査いただいた田中光男委員からの報告資料ともなります。

こちらの調査書の表の見方について説明をさせていただければと思います。まず、一番左側のところから読み上げさせていただきますと、農地法第3条第2項で第1号から第7号まであります。先程申し上げました第1号から第7号の部分の要件、内容の詳細がまと

まったものが書かれているとだけ思っていたらと思います。右の該当の有無という欄において、以下の各号に該当する、有の場合については不許可相当になるという形で表の見方をしていただければと思います。

また、その右側の欄、該当有の場合の但書、いずれかに該当すれば許可相当ということで、その該当の部分が有だった場合に不許可相当になるということは今ご説明しましたが、不許可相当であったとしても、その下の四角の枠の項目に一つでも該当していれば許可相当になるという形でこの表の見方をしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。なお、四角の枠の右側に令第2条という表現がありますが、先程ご説明させていただいた16ページの農地法施行令のことを指しているという表の見方をしていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

こちらをもとに本題の説明に入らせていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、一番最初のページにお戻りいただければと思います。資料No.1、第1号議案農地法第3条に基づく許可申請についてでございます。

受付番号30-3-2、

(事務局より、申請人、申請地などについて説明)

こちらの過去の経過について触れさせていただければと思います。今回の別の議案にかかってくるので、その際にご説明させていただければと思います。お手元の資料No.8をご覧いただければと思います。第3号議案農地法第18条第6項の規定による合意解約通知をご覧いただければと思います。こちらについては、後程また審議の案件になりますので、その時点で詳しく説明を含めてさせていただきたいと思いますが、簡単に言うと、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知というのは、今まで農地の貸し借りをしてきた部分において解約する、要は農地の貸し借りをやめるという内容での合意解約ができたという通知がなされたということで、今回、この案件として上げさせていただきます。

(事務局より合意解約から農地法第3条許可申請に至る経過について説明)

説明は以上でございます。

高橋会長 では、調査されました田中光男委員、調査結果の報告をお願いいたします。

田中(光)委員 最初に、非常に複雑で分かりにくいことがあったんですけども、報告します。

本件は、 さんから さんへ農地の所有権を移転するために申請があったものでござ

ざいます。対象農地は、現在は白菜、大根を栽培しています。農地法第3条、許可の審査項目について、調査票に基づき以下ご報告いたします。

事務局 先程申し上げました12ページをご覧くださいながら、お聞きいただければと思います。

田中（光）委員 まず、第1号、権利取得者またはその世帯員が効率的に利用していない場合、第2号、農地所有適格法人以外の法人が農地を取得する場合、第3号、信託の引き受けによる権利取得の場合、以上3点については該当いたしません。

次に、第4号、常時従事要件、これは権利を取得する者またはその世帯員の従事日数が原則150日以上なければならないというものですが、さんは従事日数が 日でしたので、十分に認められます。第5号は飛ばしまして、第6号、所有権以外の権限で耕作している者が転貸しようとする場合、また、第7号、周辺地域の農地の利用に支障が生じると認められる場合、これら2点についても該当いたしませんでした。

最後に第5号ですけれども、下限面積が30aに達しない場合で、これは該当いたしましたけれども、実際は m²で下限面積を下回っていますが、第5号要件の右側、先程説明がありました例外で、農地法施行令第2条第3項第3号に、「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供してしている者が権利を取得すること。」の場合に例外的に許可相当となりますので、30aに達していないんですけれども、これは認められます。今回のケースは、

さんが耕作していた農地を権利取得するものであり、この例外に該当すると判断いたしました。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたらお願いいたします。

高橋（良）委員 賃貸人のさんがさんに貸していた土地が3つあって、それを全部返してほしいということで、返すために、一番上の土地 m²を譲り渡してその権利を取得するという話ですよね。そうすると、 円というのは、大正時代からずっと払っていた訳じゃないと思うんです。最近の金額が 円で、その金額と、耕していた権利を m²で等価交換しましょうということでもいいんですか。

事務局 おっしゃるとおりです。お互いそれでももう合意した。それでもう貸し借りはやめましょうと。

高橋（良）委員 お互いに合意すればいい訳ですからね。

このような場合、これは税務的にどういう扱いになるんですか。贈与でもないですよ。どういう形でこれはいくんですか。

事務局 基本的には売買になります。

高橋（良）委員 売買なんですか。

事務局 こちらは交換ですから、売って買ってという形になります。対価の分を土地で払った。要は物で払ったという形になる訳です。本来は幾らかお支払いして立ち退いて下さいよというところを、お金で払うのではなくその土地で払ったということですから、代物弁済という形になると考えられます。

高橋会長 よろしいですか。ほかにございませんか。

それでは、採決させていただきます。許可をすることに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、許可することにいたします。

以上で第1号議案農地法第3条に基づく許可申請についての審議は終了いたします。

次に、(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が5件、農地法第5条が4件となっております。事務局から説明願います。

事務局 それでは、事務局から報告させていただきます。

お手元の資料No.2-1をご覧くださいと思います。

第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について、全件専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号30-4-4。

（事務局より、届出人、届出地などについて報告）

1枚おめくりいただければと思います。資料No.2-2をご覧ください。受付番号30-4-5。

（事務局より、届出人、届出地などについて報告）

続きまして、資料No.2-3に移らせていただきます。受付番号30-4-6。

（事務局より、届出人、届出地などについて報告）

1枚おめくりいただければと思います。資料No.2-4をご覧ください。受付番号30-4-7。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

資料No.2 - 5に移ります。受付番号30-4-8。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、今度は資料No.3 - 1に移らせていただきます。

第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について、全件専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号30-5-14。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

1枚おめくりいただければと思います。資料No.3 - 2でございます。受付番号30-5-15。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No.3 - 3に移らせていただきます。受付番号30-5-16。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No.3 - 4に移ります。受付番号30-5-17。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

以上でございます。

高橋会長 質問がありましたら、お願いいたします。

高橋(良)委員 3-1なんですけれども、外環道路の工事用地ということで一時使用となっているんですけれども、これが終わったときにまた戻ってくると考えていいんですか。

事務局 おっしゃるとおりでございます。

高橋会長 よろしいですか。それでは、ないようですので、第2号議案は終了いたします。

次に、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが5件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが3件、都市農地貸借円滑化法に基づく特定都市農地貸付の承認申請についてが1件、農地法第18条第6項の規定による通知についてが1件ございます。

それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてを審議いたします。

1件ございますので、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました高橋敏昭委員、結果の報告をお願いします。

高橋(敏)委員 26日に事務局2人と畑へ行ってきました。ご本人は、 歳まで畑に来て指示していたとのこと。畑は長男の さんがやって、孫の さんがハウス棟をやって、中にポット苗、今だとパンジーとかビオラをファーマーズマーケットと畑で販売しています。あと、コマツナ、カブ、大根、ブロッコリー等を自家用に作っています。ハウスの入り口前にコンクリの板を渡してあるのですが、そこは税務署がどう判断するか、分からないんです。小さい古い物置があるんですけども、もう壊すそうです。梅とか太い木があったんですけども、伐採してきれいになっていました。垣根の高いところがちょっとあったんですけども、切って下さいとお願いしてきました。肥培管理は良好だと思います。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

以上で相続税納税猶予に関する適格者証明願についての審議は終わります。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。5件ございます。順に審議いたしますので、1件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.5-1をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました森委員、結果の報告をお願いいたします。

森委員 報告いたします。11月16日金曜日、 さん立ち会いのもと、事務局2名とともに調査いたしました。農業経営は相続人の さん本人と さんで行っています。3

カ所の畑があります。農産物は、丁目の畑はブロッコリー、大根、キャベツ、ニンジン、ショウガ、丁目の畑は、里芋、青首大根、白菜、ブルーベリー、あと、農林水産振興財団の行っている受託苗木、ガクアジサイが植わっています。これは、2年から3年育てて出荷しているそうです。丁目の畑は分けつネギが二、三作植え付けられて、あとは緑肥が全体的に出ていました。丁目の畑はクリの木、キウイ、梅の木があり、地面にはフキが出ており、これらの収穫物は市場出荷をしているそうです。あとの2カ所の販売先は、庭先販売をしています。3カ所の畑、全て肥培管理は良好でした。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することにいたします。

次に、2件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.5 - 2をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 この件について調査されました佐藤治雄委員、結果の報告をお願いいたします。

佐藤(治)委員 平成30年11月19日に事務局2名と現地を調査してまいりました。経営はさんが1人でやっております。販売は、以前は畑のところで売っていたんですけども、今はほとんどファーマーズで売っているということでございます。作ってあるものは、今は大根、カブ、白菜、ハウレンソウ。そしてあと、ハウスが棟ありまして、ピオラとかパンジーを作っていました。それから、さんはいろいろ技術的にすぐれておりまして、年が明けると、トマト、キュウリ、ナスなんかの果菜類の苗を作って、近隣の方あるいは区民農園をやっている方に予約をとってかなり売っているようです。技術的に秀でた方で、畑の管理も良好であったと思います。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。証明書を発行することといたします。

次に、3件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.5-3をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、調査されました池亀委員、結果の報告をお願いいたします。

池亀委員 平成30年11月19日に事務局2人と一緒に現地を確認いたしました。土地の情報が一番下、登記簿が宅地、現況が畑となっているんですけども、これは、自宅の隣の宅地が畑になっていて、宅地と畑の間には塀があって、現状は畑となっております。作物は、ハウスが棟ありまして、その中でシュンギク、コマツナ、露地の方でネギ、ブロッコリー、キャベツ、大根、もろもろの野菜がありまして、その畑の脇のところで、作ったものは直売の形で売っているようでございます。畑も良好、草もそんなに生えておりませんし、非常に良好な事案だと思います。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。証明書を発行することといたします。

次に、4件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.5-4をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました永井委員、調査結果の報告をお願いいたします。

永井委員 11月16日、事務局2名と相続人の さん立ち会いのもと調査してまいりました。農業経営につきましては、 さん本人と さん、2名でやっておられるということでございます。そして、畑なんです、半分は納税猶予を受けまして、この m²ぐらいが農地として一団の畑になっておりまして、その中で本人も一生懸命農家をやっております、今現在はハウレンソウ、コマツナ、ネギ、大根、インゲン、そのほかもろもろと結構多品目を作っておられました。販売先なんです、その畑の脇に無人の販売所を作りまして、そこで売っているのみということでございます。畑の管理状況なんです、非常に本人もまめというんです、結構きれい好きな方なので、草も全部除草してございまして、誰が見てもいい畑だな、きれいな畑だなと私は感じてまいりました。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

最後に、5件目を説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.5-5をご覧いただければと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました佐藤満秀委員、結果の報告をお願いいたします。

佐藤(満)委員 調査報告させていただきます。

11月16日午前中、事務局2名と私の3名で現地調査を実施しました。畑には、大根、ネギ、コマツナ、ハウレンソウ、里芋等が栽培されておりましたが、そのほか、ミカンとか柿等の果樹も栽培されておりました。柿は、今年はなり年だったのか、ほとんど販売済み

という状態でした。栽培物はほとんど100%と言っていいと思いますけれども、自宅に隣接した直売所がございまして、全部そこで販売するという形で従事されておりました。肥培管理については完璧に処理されておりました。全く問題ないと判断させていただきました。

また、いろいろ工夫をされておまして、カラスよけのためにポールに、釣り用のちょっと太目のナイロン糸を張って、たった1本なんですけれども、それをかなり間隔を置いて張っています。それでもカラスは警戒心が強いということで効果があるということなので、私も来年からやってみようかなと思っています。生産緑地としての管理については問題ないと判断いたしました。

高橋会長 ありがとうございます。この件について、ご意見ございますか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

以上で引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。3件ございますので、順に審議いたします。1件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.6-1をご覧くださいと思います。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 それでは、この件について調査されました渡邊委員、調査結果の報告をお願いいたします。

渡邊委員 11月16日に相続人の　さんと　さんと、JAの職員の方が立ち会って、申請地にて内容をお聞きしてきました。農地パトロールの際、気になっていたところでしたが、伺った際には、小作関係はないということです。近隣とのトラブル等も当然ないということです。ですから、紛争もないということで、申請地について問題ないということを確認しました。あと、　さんのお話ですと、亡くなられた　さんは、亡くなる直前まで農作業をされていたということです。以上です。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたらお願いいたします。

高橋（良）委員 先程、相続税の支払いが未納になっている部分があってという話がありましたね。それというのは、1回払ったときに足りないから売れなかったんですか。

事務局 報告によると、相続税を納税したんだけど、ほかの相続人への支払いが未払いとなってしまったという報告を受けています。

高橋（良）委員 これが29年8月ということは、10カ月だと30年6月くらいですよ。それまでにその辺の結論は出なかったということですか。

事務局 という理解をしていただければと思います。

高橋会長 よろしいですか。

ほかにご覧いませんか。ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、2件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.6-2をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

（事務局より、申請内容などについて説明）

以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました田中宏和委員、結果の報告をお願いいたします。

田中（宏）委員 11月14日に、相続人である さんにお話をお伺いしてきました。お父様である さんは亡くなるまで畑に出られていたということです。小作関係等、申請地に係る紛争、両方ともないということです。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

高橋会長 それでは、ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

最後に、3件目を説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.6 - 3をご覧くださいと思います。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、調査されました高橋敏昭委員、よろしく願いいたします。

高橋(敏)委員 適格者証明願の調査報告の際にも申し上げましたとおり、ご本人は、
歳まで畑に来ていたそうです。小作はありません。申請地に係る紛争というのは、特に問題ないということです。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたらお願いいたします。

高橋(良)委員 売却するのが m^2 ぐらいしかないんですけども、これで大丈夫だということなんですか。

事務局 その隣の土地は畑ではない土地があり、その部分も含めて今後別目的で利用されるという話は聞いています。

高橋会長 ほかにございますか。

ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

以上で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わります。

次に、都市農地貸借円滑化法に基づく特定都市農地貸付の承認申請についてを審議いたします。

1件ございます。事務局から説明願います。

事務局 それでは、資料No.7をご覧くださいと思います。特定都市農地貸付の承認申請ということでご審議をよろしく願いいたします。

まず、制度の概要及び根拠の法令等について説明させていただき、引き続き審議に入らせていただきたいと思います。

25ページから説明させていただきます。都市農地貸借円滑化法に基づく特定都市農地貸付けでございます。都市農地貸借円滑化法の特定都市農地貸付けにより、今までは区とか

J A が想定されましたが、それ以外の者が市民農園を開設することが可能になったということが基本的なところでございます。また、(1)にもありますとおり、生産緑地の貸借が可能になったと同時に、相続税納税猶予の適用も受けることができるということになります。

また、その下の図をご覧くださいただければと思いますけれども、開設に係る手続に触れさせていただく中で、 、まずは最初に、農地の所有者、区及び農地を所有していない者、先程申しあげました第三者との間で貸付協定を締結します。その部分においては、協定廃止条件をつけた貸付協定を締結するということがまず 1 番目。協定廃止条件は後程説明いたします。

続けて、この協定を結んだ後に、農地を所有していない者から、 にありますとおり、貸付規程を作成した上での申請書を農業委員会に上げます。 農業委員会でご審議いただいた後に承認するという事で、承認という形で の手続に入る。また、その後、 、農地所有者と農地を所有していない者との間で契約書を交わすという流れになります。最後、交わした後に、 として、使用収益権の設定と書いてありますけれども、要は市民農園の開設の方に動いていきますという流れをご理解いただければというところでございます。

それに伴って、今回初めての案件ということもございまして、根拠法令の部分について触れさせていただければと思います。26ページをご覧くださいただければと思います。都市農地の貸借の円滑化に関する法律の第 2 節という部分で、特定都市農地貸付けの用に供するため、農地を所有していない者が借りて市民農園として開設するという条文がこの第10条から第12条まで記載されているとご認識いただければと思います。

まず、定義として第10条、下線部の部分です。この節において、「特定都市農地貸付け」とは、都市農地 生産緑地についての賃借権等の設定で、次に掲げる要件、1号から3号に該当するものをいうというところで、第1号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律、特定農地貸付法は後程説明いたします。この法律の第2条第2項第1号から第3号までに掲げる要件が該当したという部分が1点。また、第2号、地方公共団体及び農業協同組合以外の者が都市農地の所有者から前号に掲げる要件に該当する都市農地貸付けの用に供すべきものとしてされる賃借権等の設定を受けている都市農地（地方公共団体及び農業協同組合以外の者が次に掲げる事項を内容とする協定を都市農地の所有者及び市町村と締結しているものに限る。）に係るものであること。次というのは下のイ、ロ、ハのことでございます。

そのイ、ロ、ハについて触れさせていただきますと、イ、地方公共団体及び農業協同組

合以外の者が都市農地を適切に利用していないと認められる場合に市町村が協定を廃止する旨。これが先程若干触れましたけれども、協定廃止条件に該当するものと思っただけだと思えます。口、次条において準用する特定農地貸付法第3条第3項の承認を取り消した場合又は協定を廃止した場合に市町村が講ずべき措置。八、その他都市農地貸付けの実施に当たって合意しておくべきものとして農林水産省令で定める事項という3つに掲げる要件が書いてあります。農林水産省令とは、次のページにあります法律施行規則のことでございます。

また、次の特定農地貸付法の準用というところで、第11条に書かれているのは、これから触れます特定農地貸付法第3条及び第6条の規定は、特定都市農地貸付けについて準用すると書かれています。また、次の第12条に農地法の特例と書かれているところで、4行目、農地法第3条第1項の本文は適用しない。要は、こちらの特定都市農地貸付けを行う場合においては、先程も案件としてありました農地法第3条の許可の条件については該当とならないということがこちらの条文に書かれています。

まず、こちらの法律に基づいてお話しする中で、先程準用すると申しあげました特定農地貸付法について、おさらいという形で触れさせていただければと思えます。それが28ページに書かれております。

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の抜粋でございます。区が区民農園を開設する場合を想定していただければと思えますけれども、区が宅地化農地を区民農園として土地所有者から、新規、継続も含め、お借りする際の根拠として、特定農地貸付法を根拠としています。このたび、この貸借円滑化法により生産緑地を貸借することができるようになったとご説明しましたけれども、手続等において、この特定農地貸付法の法律を準用するという形でイメージしていただけたらと思えます。その部分でかかわりのあるところを説明させていただきます。

まず、趣旨の部分、第1条において、この法律は、特定農地貸付けに関し、農地法等の特例を定めるものとする。

また、第2条、定義という部分においては、この法律において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいいます。この法律においては「特定農地貸付け」とは、農地についての賃借権その使用及び収益を目的とする権利の設定で、次に掲げる要件に該当するものをいう。次とは、今から申し上げる第1号から第5号のことでございます。

そちらの部分で、今回、この特定農地に係る、第1号から第3号までを読み上げさせて

いただきます。

まず、第1号でございます。政令で定める面積未滿の農地に係る農地の貸し付けで、相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであることが1つ。政令というのは、後程触れます農地法施行令のことでございます。第2号、営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。第3号、政令で定める期間を超えない農地の貸付けであること。こちらの部分が、今回ご審議いただく特定都市農地貸付けにかかわると思っていただけたらと思います。

続けて第3条に飛びます。特定農地貸付け これは特定都市農地の貸付けの承認を行う場合と読みかえていただいて結構でございます を行おうとする者は、その特定農地貸付けについて、申請書に貸付規程を添えてその特定農地貸付けに係る農地の所在地を管轄する農業委員会に提出して、第3項の規定による承認を求めることができると定めています。

なお、その下の第2項については記載のとおりで、手続の部分でございますので、説明は割愛させていただきます。

また、29ページ、第3項、農業委員会は、第1項の承認の申請があった場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、その旨を承認するものとするとして書いてある中で、第1号、前項の第2項第1号に規定する農地の周辺における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。第2号、特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。第3号、前項の第2項第3号から第5号までに掲げる事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。また、第4号におきましては、その他政令で定める基準に適合するものであることと条件づけがされています。その部分において承認に要するものということが第1号から第4号で掲げられています。

続きまして、今度は30ページに移らせていただきます。先程申し上げました政令でございます。特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令の抜粋でございます。こちらの部分におきましても、特定都市農地貸付けを行うに当たって準用すると想定していただければと思います。

まず、特定農地貸付けに係る貸付けの面積という部分において、第1条に書いてあるとおり、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律、特定農地貸付法の第2条第

2項第1号の政令で定める面積は10aとする。要は、市民農園1区画に当たり1000㎡が限度です。農地の貸借面積ではなくて、1人が市民農園を使う区画の面積の上限が1000㎡ということがこちらに書かれています。

また、第2条においては、特定農地貸付けに係る貸付け期間で、第2条第2項第3号の政令で定める期間は5年とすると書いてあるところで、こちらも1人が市民農園を使う期間とっていただけたらと思います。要は、貸付人と借受人が契約をして貸し借りする期間ではないとっていただけたらと思います。実際に利用する方が1人で使う期間は5年が限度とっていただければと思います。

31ページにつきましては、後程触れますので省略させていただきます。こちらをもとにご審議のほどをよろしく願いいたします。

資料No.7をご覧くださいければと思います。都市農地貸借円滑化法に基づく特定都市農地貸付の承認申請についてでございます。

(事務局より、申請地、申請内容などについて説明)

なお、調査いただいた佐藤満秀委員からも後程ご報告いただきますけれども、今回のさんにおきましては、体調を崩された、病気になられたということで、ご本人がやっていく中でどうしても手がつけられなくなったという形で今回ご申請いただいたと私どもは聞いています。ただ、国の法律においても、基本的にはこのやり方について認めるという考えを受けている中で、これは農業委員会の皆様にご審議いただくこととなりますけれども、基本的には認めざるを得ないというところがあります。ただ、そのまま簡単に認めるということではない、その条件づけという形となりますけれども、先日、会長、職務代理とも相談させていただく中で、世田谷区農業委員会では条件づけをさせていただきたいということで案をお示しさせていただき、本日、農業委員の皆様にご意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしく願いします。

こちらについても要点を説明させていただきますと、まず、こちらの内容につきましては、下の7に書かれておりますとおり、この市民農園事業の実施におきましては、都市農地の貸借の円滑化に関する法律、その施行令、施行規則、また運用通知の内容を遵守して行うということをまず触れさせていただきます。それを前提として作らせていただいておりますけれども、その条件の1番としては、その承認を受けた後は、毎年、その部分の生産緑地、市民農園としての利用状況について農業委員会に報告することという部分が1点。その内容については、所有者も40日以上従事していますよという利用状況について報告い

ただくということが1点。

2番におきましては、変更という部分も農業委員会に届け出る、承認を得るということが書かれています。

3番においては、1番で申し上げた利用状況について報告いただいた後に、現地調査をさせていただきます。その場合においては、農業委員の皆様、事務局等複数人にて現地調査をさせていただきます。

4番、農園内において、生産緑地である、農業に特化している中で、農業以外を目的としたイベント等の実施は控えることとし、共用部分についても、生産緑地法の規定、農地の部分であるという規定から逸脱しない、必要最小限の範囲内であるものということ。また、所有者、開設者、農園の利用契約者以外の者についての農園立ち入りは禁じること、不特定多数の者の入園については禁じることと触れさせていただきます。

また、相続税納税猶予が適用されている生産緑地内においては、基本的には、今までの流れですと、農業に特化したものが設置されるべきものという中で、今回は市民農園を設置するということになると、こちらに書かれている例として、トイレ、休憩所、倉庫、駐輪場等は、市民農園の開設としては必要になるかと思うところでございます。ただ、これはあくまでも税務署の判断になることから、開設前にあらかじめ管轄税務署にその部分の設置可否についての確認を行って下さい、また、その設置の規模、内容によっては、生産緑地法に係るところでもありますので、許可申請が必要になることについて留意することと定めています。

6番としては、近隣住民、環境に配慮し、円滑な市民農園の運営に徹すること。合わせて、近隣の道路事情、交通に支障が生じないような十分な対応をとること。こちらを条件づけとして承認されるのであれば、基本的にはこちらの条件を添付した上で承認書を出すということでご理解いただけたらと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

高橋会長 調査されました佐藤満秀委員、結果の報告をお願いいたします。

佐藤(満)委員 状況調査ということでさせていただきました。11月16日午前中に、事務局2名と委員の私と、本会の会長でございます高橋会長、それと、JA世田谷目黒の職員立ち会いのもと、現場を調査させていただきました。

以前に納税猶予の引続きの案件に係る現況調査ということで管理状況の報告もさせていただきましたが、その折には、作物も食用が作られており、肥培管理も完璧にされており

ました。今回も、生産緑地としてはどうなのかということで圃場調査したところ、今回の申請をするに当たって、肥培管理については さんが随分ご努力されたようでございました。

今回こういう申請に至ったのは、過去の調査の際に、所有者ご本人がお体の調子を悪くされてということもご報告させていただきましたが、さらにまた病気が重なるというか、重い病気にまたかかれたようで、看護とか介護にもかなり時間が費やされるということで、現状のような、肥培管理もそうですが、生産緑地としての存在を確保できなくなるというおそれがあって、農協に対してどうにかならないか、ご協力いただけないものかというご相談があったようでございます。

それで今回、農協側、または行政側も、法改正もあったことによって対応できるのではないかとのご尽力いただいたようでございますが、何卒、今回の申請等の審議につきましましては、皆様のご理解をいただき、よろしく願いますということでした。

先程も事務局からも説明がございましたが、所有権の移転ではなくて賃貸借でございますので、あくまでも自分の所有するものであるということについては、責任を丸投げする訳ではなく、自分が所有するものであるということを示すべく管理を最低40日間していただきたいということで、もしまた問題があれば農協なり農業委員なり、事務局に対してまた要請をして対応していただきたいという話がございました。審議については何卒よろしく願います、ご理解いただき、申請を通していただきたいというご要望がございました。

このような形の報告です。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたらご発言下さい。

真鍋委員 中に営利を目的としないという部分がありますね。この営利というのはどういうことを指すんですか。

事務局 営利という表現についてですが、生産緑地の貸付人と借受人ということではなくて、市民農園を使っている利用者の方が営利にならないという理解でございます。

高橋会長 簡単に言いますと、作ったものを販売しないということですか。

真鍋委員 世田谷に区民農園がありますね。そちらの使用料はちなみに幾らですか。

事務局 世田谷区で貸している区民農園につきましましては、現状、月960円です。

高橋（良）委員 何㎡ですか。

事務局 15㎡です。ただ、区民農園との違いとしては、今回開こうと思っている農園については、先程申しあげました人的補助、人のサポートがつきます。世田谷区の区民農園につきましては、区画貸しだけなので人のサポートは全くつきません。

真鍋委員 要は、いろいろご事情もあるし、これはうまくいってほしいんですが、一番最初の事例でこれが前例になって、3㎡でこれぐらい、6㎡でこれぐらいと1つの基準になってしまうと思うんです。それでいいのかと、感じてしまう訳です。管理人も置くということは人件費が高いから、そこを整理をして人も置く、これぐらいの面積でこうやると大体妥当な線が私はあると思うんです。

それならば皆さんもこの円滑化法で、それならしょうがないかと。そうでなければ、真面目に一生懸命やっている人が 生産緑地で固定資産税がほとんど減免された上で、相続税納税猶予もあって、本来ならば何十億、何億という国税を納めなければならなくて、これで、はい、そうですかという中身では、私はやっぱりそこまでなかなか行かないですよ。それには、管理の人を置いて整備をして、どれぐらいが妥当なのか。ここにあるものが妥当なのかという整理、その辺は当然、委任を受けている団体もあるけれども、区だっているいろいろ考えられていると思うんです。

ここの土地が宅地化農地だったら固定資産税を本来ならば幾ら払わなければだめなのか。今、生産緑地で幾ら減免されているのか。それからまた、これを貸すことによって幾らが に入る予定なのか。人件費はどれぐらいかかるのか。どれぐらいの費用がかかってどうなのか。もちろん会社をやる、組織を運営するというのは利益を上げていかなければだめだというのは分かるんですが、その利益率が極端に区民農園やいろんなものと違えば、生産緑地の固定資産税の減免と、相続税納税猶予という、本来国民が納めなければいけない相続税の義務を猶予されているものとの整理がつくかという問題です。

だから、ここではいい、そうですか、これが基準でいいんですかと。これからやるときには全部3㎡、6㎡、これぐらいが大体妥当相場になってしまう。その辺の逆算した今のいろいろな形の税制で優遇されているもの、この土地の形、いろんなものを含めて、どれぐらいこの土地は優遇されていて、どれぐらい入ってきてという、こういうのを全く検討もせず、出てきたからこれでいいよということなんですか。

事務局 まず、金額の比較について、説明させていただきます。

今回、このような形で市民農園ということで出てきましたという案件の料金体系であります。それとは別に、過去の農業委員会でも取り上げた案件で、民間型の体験農園、もし

くはご自身が開設する市民農園という形で、ご自身が開設することにはなるんだけど、バックアップとして が絡んでいる市民農園についても、特定農地貸付法の審議の中で皆様にお話をさせていただいたケースがありました。

近隣にお住まいの方についてはチラシも個別に届いているかもしれませんが、そちらの料金体系を情報提供させていただきますと、今まで同じような形で開設しているところにおいては、同じように3㎡、6㎡という内容がチラシに掲載されている中で、3㎡については概ね5,000円から6,000円、6㎡については8,000円から9,000円ということでございます。若干高いかなというところはあるかと思えます。ただ、地域性とかそういうのもあるかと思えますけれども、その部分からすると、それほど高くはないと思うところがあります。

3㎡のものについては月5,000円から6,000円、12カ月で言うと72,000円程度になります。6㎡のものについては8,000円から9,000円で、12カ月しますと10万円以上になるかと思えます。

山崎委員 区で貸しているのは幾らですか。

事務局 世田谷区で実施している区民農園につきましては月960円になりますので、年間で言うと11,520円です。

山崎委員 面積が違う。

事務局 面積も違います。

山崎委員 6㎡は年間132,000円でしょう。すごく気になっているのは、この法律が施行になった途端に農協まで絡んで、こんなすぐにこの事業が成り立つというのは、随分早くから検討をスタートしているのではありませんか。

高橋会長 そんなことはないですね。

山崎委員 それは農協はどのぐらいからやっているんですか。

高橋会長 こういう法律ができて初めて、では、農協も考えなければと始めました。

山崎委員 そんなすごい早さで事業計画が立てられるものですか。

高橋会長 借受人に対して農協が代理人になっただけです。借受人は、体験農園事業をバックアップしてという形で前からやっています。今回も形態は似ており、借受人は貸付人から農地を借りている訳です。その農地を利用者にお貸しして耕作してもらっている。これは貸付人がもうかるとかもうからないじゃないんです。貸付人は一定の賃貸料しかもらえませんが。

高橋（良）委員 でも、結構手に入るんじゃないですか。

池亀委員 契約書に金額が書いていないですけども、これは情動的なものはないんですか。88,000円とか132,000円というのは、あくまで借受人と利用者との契約の金額ですよ。土地の賃貸借では、どうなっているのですか？

事務局 今、池亀委員がおっしゃっている部分は、15ページの土地賃貸借契約書の第4条（賃料）についておっしゃっていますけれども、私どもがお伺いする中で、賃料については、全部で年間概ね 万と伺っています。

高橋会長 ちなみに、貸付人なんですけど、脳梗塞になりまして、入院して体が余り言うことを聞きません。歩くことはできますけれども、畑がちょっと遠いんです。広さも、ご覧になれば分かるとおり、反近くあります。今までは、ほとんどの農作業は貸付人のご家族がやっていました。ご家族が農作業といったって、力仕事はできませんので除草が主ですが、結構きれいにできています。先程言ったように、私も見に行きましたから。大根も植わっていましたが、本当に立派に、もう取れるぐらいの青首が十分できています。本当にきれいにできています。

あそこには、この写真にもありますように、何が植わっているのか分からないでしょうけれども、柿とミカンが植わっています。かなりの本数です。私が行った後、皆さんに声をかけまして、もちろんお金を取って、ミカン狩りをするようになっていたようです。その前に柿のもぎ取りをやりました。そんな農業の収入で、今、事務局が話したように、ほぼ似たような収入が得られるそうです。

真鍋委員 世田谷区の区民農園の募集状況は、応募して当選する人は、今どれぐらいの倍率ですか？

事務局 倍率で申し上げますと、毎年、募集すれば3倍から5倍です。

真鍋委員 結局、民間企業がバックアップしての貸し出し農園は結構な値段でもどんどん埋まっていくというのが実情で、過去には、生産緑地を区民農園で貸している場合、主たる従事者証明が出ない、相続税納税猶予が受けられないからということで区から返還要求が結構あって、区民農園が幾つも閉鎖になったじゃないですか。今、区は宅地化農地だけを借りている訳ですよ。

そういう形で今、区民農園があるけれども、今度はこういう円滑化法ができて、生産緑地でも、ましてや相続税納税猶予を受けた生産緑地でも貸していいよとなってこの事例が出てきた訳じゃないですか。そうすると、これまでと余りにも極端に開きが出てしまって

いる訳ですよ。宅地化農地で固定資産税がただになるからと、区から一銭ももらわないで貸している区民の方々は、今度切りかえのときに区民農園なんかやめてしまって、こういうところに貸した方が利益があると考えます。

今の生産緑地で、しかも相続税納税猶予を受けた方で、体調の悪い方等、いろいろあっても、この道がもう開けてしまう訳ですよ。これが一つの狙いで、法律を解釈すればこうだという話かもしれないけれども、この道がどんどん開けていったら、果たして都市農地はどうなるのかというのが前回の勉強会のときに出た話だったとも思うんですよ。

だから、一番最後に市民農園開園の条件（案）をつけられたけれども、何かここに、本来やっぱり主たる従事者として自分でやっていくことがまず原則なんだよと。しかし、やむを得ない事由のときには仕方ないんですよ。今回の事例は文字どおりそうだと思うんです。だから、それはもう気持ちの上では認めていかなければという気持ちは物すごくある訳ですよ。ただし、これがこの農業委員会の承認案件の第1号になって、これからこれが通っていくということになっていけば、私は大変なことになるような気がしてならないんですよ。

だから、一番最後のところで、もちろん個人の権利や個人の財産を勝手に農業委員が侵害する訳にはいかないけれども、結構慎重に審議の上で決めていくよとか、重みか何か、何でもこれが通るからあとはこれと同じだったら全部オーケーですよじゃないようにしていかないとという心配を持ちます。

高橋会長 法律で農地を守ることはできているけれども、農業者、いわゆる担い手の守りが無いということを冒頭に私がお話ししたと思うんですが、先程、真鍋委員が言ったようなことにつながると思うんです。ですから、貸す農地、貸す人間の選択は、農業委員は慎重にしなければいけないと思いますから、この辺を皆さんでよく話し合っ、もうちょっと突っ込むのなら突っ込むようにしていただきたいと思っています。

山崎（節）委員 一番要の部分は、貸付協定が既に成立している話なんですよ。私は、ここをもう少し踏み込まないといろいろ問題が出てくるのではなからうかと思うんです。まず1つは、ここに書いてありますけれども、区民農園で問題になるのは、利用者が朝早く来て、周辺の方々に大変迷惑をかけているという話はずっと以前から聞いている訳です。ですから、やはり周辺の方々に迷惑をかけないということがまず第一で、ここには違反したら取り消しができるというような協定の内容になっていますが、もう少しその辺は書きようがある。

というのは、もう1つ、生産緑地法による市民農園の運営につきましては、運営する者は農家の指導をするような人間を配置しなさいということに条文上、法律上はなっている訳ですよ。そういうことが盛り込まれていないと私は受け取っているということと、もう1点、やはり市民農園についての法律がある訳です。それに基づいてやりなさいということをもっと踏み込んで書いておかないといけないのではなかろうかと思います。

事務局 今回の法律、特定農地貸付法に関する農地法の特例については、指導する人間を配置するという項目はないんです。この法律自体は、政令もそうですが、承認するものとするというのが大前提でして、まずはこれを断るという法律にはなっていないんです。ですので、これが正直、余り妥当な話ではないという考え方を持って、随分国には質問等をしてきているところではあるんですが、基本的には、形状あるいはこういった書類関係がそろえば、それが適切であれば、承認しましょうという形の法律でございまして、条件もつけてございますけれども、法律に違背するような行為で制限するということについては、文面として残すのは余り好ましくないという形になってきているということでございます。

菅沼委員 よく、ある程度大きなビルを建てるときに、要するに1回設計図を引いてしまうと業者側もさまざまなお金がかかるから、その前にこういう市民農園をやるときには最初に報告しなさいというのはできないんですか。出来てからこっちに来るんじゃなくて、その前に、予定があるものは農業委員会への報告の義務というのはいないんですか。そういうのは作れないんですか。

やる以上は、こういうことは周りに迷惑をかけ可能性があるのだから、環境面に対して最低限度実施していただく、そういうものは足せないんですか。

事務局 まず、この案件についてもですけれども、法律上の手続を踏まえてやっているところなんです。25ページに表を乗せてございますけれども、まず、区市町村、所有者と借受人で貸付の協定を結んだ上で次の相対の契約を結んでこちらに申請を出してくるという形になっています。もともとの法律自体がどんどん進めようよという法律なんです。そのため、できるだけ区市町村、あるいは我々農業委員会との干渉、交渉は避けようという形になっています。

菅沼委員 法律はそうだけれども、基本的には地域に、周りに迷惑をかけないというのが大前提なんだから、強制はできないけれども、申請者に、区として世田谷区の農地をやるときにこういうことをお願いというのはできるはずなんです。お願いと報告義務という

のが。

事務局 報告義務については、確かに1年に1回報告していただきまして、ちゃんとその計画どおりやっているか……。

菅沼委員 いやいや、やる前に。

事務局 やる前の報告義務は基本的にはないんです。

菅沼委員 なかったら作ればいいじゃない。新しい事業なんだから作った方がいい。

事務局 新聞紙上にも出ていましたけれども、この円滑化法というのは、行政の関与なく自由にやりとりができるということの、要は規制緩和の中で生まれている法律でございますので、なかなか難しいと思います。

菅沼委員 やるのを反対しているんじゃないで、最低限度迷惑をかけないということ为前提にしているんだから、当然、建築をやるときには早目にこういうものをやりますよというのは設計図の前に来る訳だし、今度新しい法律ができて、今度世田谷区でこういう市民農園をやりたいですよ、この土地でやりたいですよ。やるかやらないか、契約書を作るかは分からないけれども、案はできる訳だから。そうすると、世田谷区は最低限度周りに迷惑をかけないようにお願いはできるでしょう。

事務局 事前協議というのは、今おっしゃるような建築の中で規定はされているものですが、こちらについては事前協議が一切規定されていないんです。つまり、相対の契約の成立は分からない。それが農業委員会に上がってきた段階で初めて分かるという形になりますので、なかなか事前協議は難しい。ただ、申請を受けた段階で、これはちゃんとやりなさいという形で、今おっしゃるような形の環境面とかそういった配慮をしてくれと言うことはできると思います。そのような形で取り計らいたいと考えてございます。

菅沼委員 建築基準法だって23区ばらばらだし、大もとは一緒だけれども、例えばうちの商店街はセットバックを1mして下さいというのは、強制力は何もないです。お願いなんです。その中で、世田谷区でこういうお願いがありますよというのは、HP等で案内しておけば、すぐ分かる話です。

事務局 もちろん、聞きに来るとか、あるいは何らかの形で相談があったということであれば、こういったことに配慮して下さいとか、こういうことをやって下さいと言うことは可能なんです。ただ、相談に来ないで申請されるケースもあり得る訳ですよ。こういった形で農業委員会に申請が上がってくるまで内容がつかめないということもあります。

区も実はそこを把握したいというところがありまして、農業者、農協についてもそうい

った情報があれば教えてくれということをお願いしています。その中で収集するということになるんですが、それが強制ではありませんので、契約されている場合については、私どもとしては何とも対応しようがないことも生じます。

菅沼委員 建物だって何だって、やってみて、こういうのはよくないねといってどんどん直していく話だし、今度の制度だって新しいものなんだから、当然それは世田谷区としてこうして下さいよとお願いすることはできるはず。

事務局 もちろんです。そこで、お願いする相手をどうやって把握しようかということなのです。

菅沼委員 書類を出させるだけなら、事業に反対する訳じゃないんだから、書類を出させてやるというのは、事業者として当たり前の話だから。

事務局 そこについては、先程お話しされたように、相對の契約の中で取り決められて、それが申請という形で上がってくるということですので、その時点でお出しするということになると思います。

いずれにせよ、この制度自体が新しい考え方でやっていますので、今後、まだ修正していかなければいけないところも、問題点とかが出てくるということは最初から予想はされていると思っております。

高橋会長 申請してきた人たちに対して、いいけれどもこういうことをやってねとお願いもできるはずですよ。

事務局 そこが一番合っていると思います。

高橋会長 それしか今のところないんですよ。

高橋（良）委員 この円滑法自体は、使い方はすごくいい法律で、進めていかななくてはいけないんですけども、先程からあったように、周りの人間が迷惑だとなってしまうと逆の方向に走ってしまうかもしれないので、迷惑にならないようにするためにどうしたらいいかということと、それから、区が行っている区民農園というのは、結局、宅地化農地という形にして初めてトイレだとか休憩所を作っている訳ですよ。今回の場合、生産緑地であり、納税猶予を受けた土地をそのまま、農地だけならいいんですけども、ここのビニールハウスは多分休憩所だと思うんですよ。

これからやって 以上の区画ができる訳ですよ。そこに半分来たとしても、何百人じゃないけれども、100人以上が一箇所に集まってきた、そのときにトイレだとか休憩所だとか、そういった問題が出てきたときに、納税猶予を受けている土地にそれを作ってしまう

というのは私はまずいと思うんです。それは必ずつけなさい、ただしそこは宅地化農地に
しなさいという法律にしていけないと、絶対周りの住民からクレームばかり来るような市
民農園になってしまうと思うんです。

逆にそれを、生産緑地のままでトイレを作るといったら、これはまたおかしな話になっ
てしまうと思うし、そうしたら今度、区に貸す人間がいなくなる。新たな貸借制度に走っ
てしまうといったら、それはまたおかしな話になってくると思うんです。ですから、その
辺のバランスをうまくとらないと、これは条件が良過ぎるような気がするんです。確かに
この制度は、今度は逆に自分の首を絞めるような形になってくるかもしれないし、それを
うまく続けるようにしないと、何かやらなくてはいけないところは規制して、トイレは作
ってはいけませんよ、ただし、作るのであれば宅地化農地にしなさいだとか、休憩所も何
かしなさいというふうにしていけないと、不公平感がものすごく出て、例えば今、区民農
園として貸している人たちは、税金だけが免除ですよ。さっき言った 万の収入があ
るといったら、何もしなくてもその収入があるというのは、丸々もらえる訳ですよ。そ
の辺の差というのは結構大きいと思うんです。だから、その辺の不公平感がなくなるよ
うなシステムにしていけないといけないと思います。

事務局 万というのは概ねの話なんですけれども、年間収入で、賃料で土地を借り
た分で借受人が貸付人にお支払いする金額になります。

高橋（良）委員 40日働かなくてはいけないという縛りは一応作っているみたいだけ
ども、この縛りの的にいったら用途は大したことないんですよ。

事務局 10%という形になりますので。

高橋（良）委員 そうすると、例えば自分で340、350日、今まで一生懸命働いても、多
分そこまで稼いでいないと思うんです。それがもっと簡単に稼げてしまう、それもどうな
のかなと。

事務局 そういう考え方もあります。

佐藤（治）委員 体験農園ってありますよね。あれはトイレを設置できるのですか。納
税猶予を受けたところに体験農園ができますよね。

事務局 トイレの話になりますけれども、納税猶予のところにトイレを設置するとか、
あるいは他の施設を設置するのが税制上可能かどうかというのは私どもとしては何とも言
えず、課税権のあるところが判断する形になりますが、そちらについては、市民農園開園
の条件（案）で、農業委員会として、5にも書いてございますけれども、トイレとか休憩

所とか倉庫とかを設置するときは、納税猶予を受けているところはちゃんと相談して下さいとお願いしています。では、納税猶予がないところに設置できるかという話になると、それについても区で判断はできません。仮設のトイレであればある程度可能性はあるかもしれませんが、トイレというと下水管、水道管を引かなければなりません。そうになると、今の宅地、あるいは畑を傷めるという形になりますので、いつでもどこでもすぐにも戻せるということにはなりませんので、課税当局の判断によるものです。トイレの設置は結構微妙な問題でございます。

高橋（良）委員 これが初めてのケースなので、トイレの設置がオーケーになったら、何だ、いいのか、そうしたら世田谷区に貸してやるよりはよほどこっちの方が良いという話になると、それもまたまずいと思うんです。

池亀委員 今、生産緑地法等の改正により、農業委員会で発行している主たる従事者の証明書の従事日数が1年間で40日以上と申請があった場合、誰かが亡くなり、主たる従事者の証明願いが出てきたときに、50日でも農業委員会として証明書を発行するんですか。

高橋会長 これは一応、都市農地貸付円滑化法に基づく特定農地貸付法なので、特別なんです。

事務局 今回の特定都市農地貸付け、つまりこの制度を使った場合についてはそれが除外されるという、規定の除外なんです。これを適用された場合については年間従事日数は主たる従事者の10%でいいよという形になっているんです。

池亀委員 私が心配しているのは、それがまかり通ってくると、生産緑地法にしても相続税納税猶予制度にしても、廃止になる方向が強いと思うんですよ。そうすると、一生懸命農業をやっている人のために納税猶予制度があるのに、楽する人のために納税猶予制度が残って、一生懸命農地、農業を守りたいと思っている人が減ること自体が理解できないんです。

高橋会長 ですから、私が最初に言ったように、問題点はいっぱいある。農業者を困らせる法律だと言ったじゃないですか。そのとおりなんです。

池亀委員 私たち、農業委員会というのは、農地、農業を守るためにこうやって集まってやっている訳ですよ。

高橋会長 農業委員会がこの法律の中で何とかしなければいけないんですよ。

真鍋委員 ここでこの書類が出てきて、我々は承認せざるを得ないんでしょうけれども、出てきた書類に不備があるならば承認するもしないもなく、次回回しにするしかないじ

やないですか。ちゃんとしたものを作って出さなければいけないのに、承認しなければいけないのですか？

今回借受人となる事業者は、これまで農業委員会でも何度も話題になった訳ですよ。この円滑化法ができる前に区内で事業を行ってきています。さっきのトイレの話やさまざまな近隣の話がありますよね。そうすると、これまで世田谷区でも開設してきたことの事例、あのときは我々農業委員が直接タッチする訳にはいかなかったじゃないですか。それで見守っていきましょうね、よくチェックしていきましょうね、目を光らせましょうねと、ここで議論した記憶がありますよ。そういう検証をやって、近隣のトラブルは起きていないのか、それはどうだったのか、これは大事ですよ。実績があるんだから、果たしてそれが円満にあって近隣トラブルが起きていないのか、これはぜひとも知りたいですよ。

こういうのもあるし、この文章自体も、もう瑕疵がない、これは間違いないというんだったら審査しますけれども、これがここで出て、これではい、承認しろと言われたって、できませんよ。

事務局 基本的にこの法律自体は、よほどの書類の不備がない限り承認するという形になっています。農業委員会が審査しという項目をとっていますけれども、全部そろって形式が整ってしまえば、私どもとしてはもう承認せざるを得ないという形になっている法律なんです。ですので、皆様がこの状況の中で半分以上が反対された場合については、なぜだという話に当然なりますので、そちらについて、農業委員会の責に基づいて相手側と争うことになります。

真鍋委員 本日、書類が不備でその辺が分からないから、今日結論を出すことができなくて、来月に回したらどうですかということが可能かどうか。

事務局 書類の不備と申しましても、これが審査に影響されるほどのものかどうかというのが争点になります。つまり、それが軽微な間違いなのか、あるいはこの審査自体を覆すような大きな間違いなのか、それによろと思います。ただ、今回の件は、審査の判断に影響が出て、これを承認する、しないということを覆すまでの瑕疵であるとは考えにくいことになります。

真鍋委員 覆すんじゃないんです。時間を延ばすだけのことですよ。

事務局 そちらについては、こちらの予定とか、相手方についても当然ございますので、これは相手方については承認すべきものだという形でこちらに出してきているものでございますので、こちらに明らかな瑕疵があって、これは審査ができないよという場合につい

では、争うことにはなりませんけれども、相手方からしてみれば、それは微々たるものだよとなったときに、それまでも延ばす必要があるのかということの争いにはなると思います。

真鍋委員 争いになるの。

事務局 なると思います。

真鍋委員 これを来月回しにしたら大変なことになるのですか。

事務局 既にこういった形を出しているということになりますと、契約を結んで期間の延伸を伴う損害の発生も予想されます。

契約を結んでいるということになりますと、次の用意はもうされている訳ですから、時間を置くということになると、相手側としてはかなり不利なことになりますので、その期間の不利益をどうするかということになると思います。それをこの軽微な間違いで延ばすということが果たして可能かどうかということになると思います。

真鍋委員 ということは、書式が整っていたら、これは全て了承するという中身なんですよ。それがよく分かりました。

事務局 おっしゃるとおりでございます。

菅沼委員 トイレの問題、環境の問題、さまざまなことはある訳ですよ。その事業者に説明をお願いできないんですか。

農業委員会に案件が出てきたときに、この場で相手側を呼んで説明をいただいて議論するということはできないんですか。

初めてのケースだから、周りに迷惑をかけてはいけないよという話を伝える機会を設けても良いのではないのでしょうか。

書類が整っているからここに出てきているというのは分かるんだけど、書類以外に、いろんな参考意見として聞くということはどうでしょうか。

事務局 参考意見というか、私どもが参考人という形で呼ぶという権限は基本的には持っていませんから、こちらに出てきたものに対して審査するという形にしかならないということになります。ただ、市民農園開園の条件（案）にありますけれども、農業委員会としての意見とか条件という形で案を示してございますので、その中で触れさせていただいて、相手方にこちらから要望するということは可能だと思います。

田中（光）委員 もう契約が結んであるというんですけれども、そうしたら、農業委員会の承認は必要ないんじゃないですか。

事務局 農業委員会がやることについては、農業委員会での審議をもとにして承認を出

すということです。契約とはまた別の話なんです。相手が貸すよ、貸さないよという形が契約ですよ。これが貸借法の範疇におさまるかどうかを決定するのが承認行為ですので、契約とはまた別の行為なんです。

田中(光)委員 契約は結んであっても、ここで承認しなくてもいいということですか。

事務局 ここで承認しなくても、契約は成立します。

田中(光)委員 ここで反対しても契約は成立してしまうんですか。

事務局 ただ、今回の貸借法で生産緑地を貸す、貸さないという形の中の承認行為を起こすという行為がこの権限でありますので、契約とはまた別の話になります。ですので、承認が出ないという場合については、契約自体を解除する、あるいは無効という形になるかと思っております。

高橋(良)委員 今言ったように、法律に基づいた書類は来ているから、承認しなくてはいけないということで話が進んでいるみたいなんですけれども、その中で、先程言っているような、周りに迷惑をかけないような、例えば自転車だとか、多分何十台と来ると思うんですよ。そういう問題とかトイレの問題とか休憩所のスペースの問題、それについては、生産緑地と納税猶予という問題が絡んでくる訳ですよ。その辺は、農業委員会としてアドバイスじゃないけれども、附箋をつけて出すことはできると思うんです。ですから、その辺のことについて、もうちょっと理解してもらってやってほしいという意見書はつけられるんじゃないですか。

事務局 市民農園開園の条件(案)でつけさせていただいていますけれども、農業委員会としての意見という形で、今お話しのようなトイレ、休憩所、駐輪場等の設置の場合とか、納税猶予の適用の有無について税務署に確認することとしています。

高橋(良)委員 そのときに、生産緑地であり納税猶予を受けている土地の中に設置したら困ると私は言っているんですよ。そうしたら農業委員会としてまずいですよ。

真鍋委員 この文章をよく見ると、相続税納税猶予が適用されている生産緑地においては確認してねと書いてある訳ですよ。大事なことは、トラブルを起こさないためにこういうものを準備してねということをこっちは言いたい訳じゃないですか。これは、設置する場合じゃないですか。相手に主語があって、相手がそう思ったらやりなさいというだけの話で、そうではなくて、近隣に迷惑がかからないように、近隣トラブルがないようにこういうものをやって下さいよということを言いたい訳じゃないですか。それは書き込めないのかということです。

事務局 それは可能です。こちらの文章はあくまでも案で、皆様にお諮りしている話ですので、最初に高橋良治委員からありました相続税納税猶予の話は、私どもで決められる話ではございませんので、設置する場合は、ちゃんと確認して下さいとしたものです。

高橋（良）委員 相続税納税猶予の生産緑地にトイレの設置がもしオーケーになったらまずいんじゃないのかと私は思ってしまう。

池亀委員 ただ、これはもう契約をしているという今の話だから、契約をしているということはオーケーが出たということでしょう。

高橋会長 契約と承認は違います。契約は当事者間ですから。

池亀委員 そんなことも調べないで契約しないでしょ。

高橋会長 そういうことになっているんですよ。

佐藤（治）委員 それを納税猶予から外しなさいとか、そういうのは言えるかも分からないけれども。

高橋（良）委員 そうしたら、なし崩しになって、これが1例目になってしまったら、今度は全部が承認になってしまいますよね。

事務局 ただ、その話については、承認を出す、あるいは外しなさいという話になってくるものについては、課税担当の判断になるんですよ。向こうの税務署の担当がいいよと言ってしまえば、それはつけられることになりまして、それはだめだよ、ここは外せよというお話になれば、それはその時点で対処することになります。

高橋（良）委員 今まで、税務署で、販売所もだめだ、農機具を置く小屋もだめだと言っていたのが、そこでものすごく差が出てしまうんですよ。

事務局 この法律自体が、そもそもだめだと今まで言ってきたことを今度は認めてしまっているんですよ。ですので、乖離が起こってしまっているんですよ。今まで生産緑地は貸してはだめみたいな話もありますし、生産緑地の中に基準外のを建てたらだめ、相続税納税猶予はだめ、貸してしまって何で相続税納税猶予が適用できるの、そんなことを言っていた訳じゃないですか。それが緩和されてしまっている訳です。

池亀委員 極端なことを言って、トイレ、物置の設置がオーケーということになって、従来の個人の相続税納税猶予がだめという話になったときに、それは特定都市農地貸付けにのっとっていないからというのが税務署の見解だったら、今それをやっている人は全部これに移行してしまいますよ。そうしたら、相続税納税猶予制度というのは必要なんですかという話になってくる。最後は必ずなりますよ。もしそれを認めるのであれば、この先

には、今言ったように生産緑地も必要ないし、三大都市圏の相続税納税猶予はなくす方向のものしか残っていないですよ。だって、同じ法律で、特定都市農地貸付けに乗っているからこんなに有利で、一生懸命やっている人はだめなんていうことはあり得ないんだから。それを農業委員会で認めてくれ云々だったら、じゃあ、こうやって上がってくるこの仕事は何になる訳ですか。やる必要がないじゃないですか。

事務局 相続税納税猶予とか、それを適用するとかというのは毎年出ている、税制大綱の中に入っていて、それをもとに閣議決定されて出てきますので、税務当局の話だけではなく政府の問題になっています。ですので、国自体がこういうことを推進しましょう、これには税金を取らないでいいですよ、あるいは納税猶予を認めましょうよという形になってきていますので、国策として動いてしまっていることでもあります。この法律に基づいて、こういった話に出てきたものについては農業委員会を通して下さいという形の法律になっている。体系的、あるいは順序的にこうなっているということになりますので、一般的に、貸したい、借りたい方は、基本的には農業委員会を必然的に通るということになります。

高橋（良）委員 図式でも農業委員会を通さなくてはいけないとなっていますよね。逆に、対外的に、農業委員会がオーケーを出したんだろうと言われることはあるんですか。それによっては、我々の判断の仕方も考えないと、大きな問題につながってきますよね。農業委員会はオーケーを出したじゃないかと言われてしまったら。

事務局 オーケーを出したじゃないかと言われてしまうとなんですけれども、これについては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の条文の中に、申請があった場合において、承認をするものとするという形になってしまっているんですよ。

高橋（良）委員 法律にのっとして申請書類が出てくるんだから、承認しない訳にはいかないですよ。

事務局 農業委員会で審査して、農業委員会が承認したみたいな話をされても、法律に基づいてやっていますよとしか言いようがないんですよ。

高橋会長 出てきたものはみんな認めろということなんです。

池亀委員 そういう問題が出てきたときには、はちゃんと手続を踏んで承認を受けていますという説明の仕方をすると思いますよ。

高橋会長 次に回す訳にはいかないです。

事務局 次に回すのも構わないとは思いますが、農業委員会でここがとまって

しまったということになると、そこに発生する損害を求められたときにどのように対応するのかということになります。

高橋会長 先程来、皆さんのご意見は、いろんな角度から考えても、もっともだと思います。間違っていない、当然だと思いますが、こういう貸借円滑化法は、要するに認めなさいということであり、今回案件が1件出ています。これは承認していただいて、後でまた別に話し合っ、どうするかを考えなければいけないと思います。それは、国に訴えるのか、これから我々は認めないようにするのか、それは別にしまして、法律的にはとりあえず通さなければいけないのではないかと私は考えます。

もう1つ、事業者がサポートする体験農園並びに市民農園は、今あちこちにあります。そこに皆さんで視察に行ってみてはいかがかなとも考えたんですが、それでどうでしょうか。もう1つ言いますと、今回の例をとりますと、先程言った柿とミカンには抜根しなければなりません。抜根並びに整地、水道を引いたりしなければいけない。相当お金がかかります。お金が入らないとやっていけない状況ではあります。

高橋(良)委員 それは貸す側がやるんですか。

高橋会長 それは当然です。貸す側がお金を出して作って、事業者に貸す。

高橋(良)委員 更地にした状態で貸す。

高橋会長 業者に貸して勝手にやりなさいということじゃないんです。そんなこともありまして、どんな形になっているのかというのは、区内何カ所かあります。皆さんで見学、視察をしていただいて、もう1回それについて議論をしていただくというのはいかがでしょうか。

確かに皆さんの言っていることは正論なのですが、同じことを皆さんで言っている、だめなものはだめと言うしかなくなるということになりますので、終わらないと思います。

諸星委員 菅沼委員もおっしゃっていたように、借受人から意見をしっかり、承認を前提ですけれども、来ていただく、意見交換するということは、今後、世田谷において広がっていく中で、しっかりそのモデルを作ってもらおうということは非常に大事な視点かなと考えます。

高橋会長 事業者をここに呼べるんですか。

事務局 別立てでやることは可能だと思います。ただ、相手方には当然お願いという形になりますが、それはこちらで手配したいと思います。申し訳ないですけれども、会長のお名前を使わせていただいて、意見交換の場の設定を考えたいと思います。

高橋会長 お願いしてもらって、意見交換するということと、この市民農園開園の条件(案)の内容についても、いろいろおっしゃっていましたから、いろいろと検討するべきだと思います。

事務局 この辺につきましても、先程来、意見がいろいろありました。可能な限りこちらに反映させていただいて、今回の承認を得た段階で一緒に申請者にお出ししようかと考えているところです。ただ、その内容の文面につきましては、会長あるいは職務代理にご確認いただきながらと考えていますので、それでご了承いただければ、そのような形で手配させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

高橋会長 事務局に預けますので、よろしくをお願いします。

事務局 先程言われた周りの環境の配慮の件とか、相続税納税猶予とは限らず、それだけではなく配慮しなさいという文言も含めさせていただくということで今回お出しする形にしますが、文面については、先程言ったように、会長及び職務代理にご確認いただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

高橋会長 都市農地貸借円滑化法に基づく特定都市農地貸付の承認申請について、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、過半数を超えていますので承認させていただきます。

それでは、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、説明をお願いします。

事務局 事務局から説明させていただきます。お手元の資料No.8をご覧いただければと思います。第3号議案農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてでございます。

なお、第18第6項については、昨年8月の農業委員会第1回の総会にて審議させていただいておりますので、条文の説明は省略させていただきます。

それでは、内容を読み上げさせていただきます。受付番号30-18-1。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からの説明は以上でございます。

高橋会長 質問はございますか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についての審議は終わります。

これをもちまして、第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の平成31年1月の総会日程(案)についてを協議します。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.9をご覧くださいと思います。平成30年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)でございます。

次回の総会開催日時につきましては、12月26日水曜日午後4時から、会場は区役所三軒茶屋分庁舎4階会議室にて開催されることが決定しております。

1月の開催日時につきましては、1月31日木曜日午後1時から、会場は区役所三軒茶屋分庁舎4階会議室の予定となっております。ご確認をお願いいたします。

高橋会長 ご質問がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、1月の開催日時については原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 原案のとおりと決定いたします。

次に、(2)の一般社団法人東京都農業会議『農業功労者表彰』候補者の推薦についてを協議します。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.10をご覧くださいと思います。『農業功労者表彰』候補者の推薦についてでございます。

農業功労者表彰について説明させていただきますと、世田谷区農業委員会の支援組織であります東京都農業会議において定められた制度でございます。地域の農業が地域の住民に新鮮な食料の潤いのある緑を提供するとともに、防災や教育への役割を果たしている中、地域農業に尽力されてきた農業者の方に感謝の意を表するため、その功労に対し感謝状が贈られるものでございます。

平成17年度より実施されている本表彰において、世田谷区農業委員会においては、毎年1人ずつ推薦している中で、JA東京中央千歳管轄、JA世田谷目黒管轄、JA東京中央砧管轄の順にご推薦いただいております。今年度はJA世田谷目黒管内からご推薦いただいております。

います。

なお、表彰につきましては、来年2月22日金曜日に昭島市にて開催される第60回東京都農業委員会・農業者大会記念行事にて感謝状が授与されることになっております。推薦内容につきましては裏面にてご確認いただければと思います。

以上でございます。

高橋会長 質問がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 なければ、この件は終了いたします。

以上で協議事項は終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(5)について、事務局から報告願います。

事務局 それでは、資料No.11をご覧くださいと思います。今年11月10日土曜日に開催された第127回世田谷の花展覧会及び裏面、11日に開催されました第48回世田谷区農業祭の特別賞入賞者の報告でございます。

花展覧会における出品点数につきましては、前年よりも若干減って465点。農業祭における出品点数については、夏から秋にかけての天候不順の影響もありましたが、昨年よりも増えて394点の出品がございました。ご出品いただいた農業委員の皆様、ありがとうございました。

受賞一覧は資料のとおりです。

めでたく受賞された皆さんにおかれましては、12月14日金曜日に三軒茶屋スカイキャロットにて開催される表彰式にて表彰されることになっており、世田谷区農業委員会会長賞につきましては高橋会長から授与いただくことになっております。来年は4月に花展覧会、6月に夏季農産物品評会が開催する予定でございますので、引き続きご出品につきましてご協力のほどよろしく申し上げます。

続きまして、資料No.12でございます。『企業的農業経営顕彰』の受賞者の決定でございます。

今年8月に開催されました農業委員会総会において、第58回企業的農業経営顕彰候補者の推薦について、各JAさんのご協力のもと、委員の皆様にご協議いただいた上で東京都農業会議に上げた結果、このたび受賞者が決定いたしましたのでご報告させていただきます。

なお、受賞された方々につきましては、来年2月22日金曜日、昭島市にて開催される第60回東京都農業委員会・農業者大会記念行事にて表彰されることになっておりますので、ご報告させていただきます。

続きまして、今度は資料No.13をご覧くださいと思います。平成30年度世田谷区認定農業者及び認証農業者のご報告でございます。

まず、制度について簡単にご説明させていただきますと、世田谷区においてみずから農業経営改善に向けた目標を持ち、意欲的に営農に取り組む農業者を、今後の区内農業の牽引役となる認定農業者、または認証農業者として位置づけています。認定農業者、認証農業者の違いにつきましては、簡単に申し上げますと、認定農業者につきましては、国の農業経営基盤強化促進法に基づいて設定されており、5年後の農業所得の目標が300万円以上であること、また、認証農業者につきましては、区が独自に認証している農業者であり、5年後の農業所得の目標が200万円以上300万円未満であることが挙げられます。

平成21年度から本制度が始まった中で、今回につきましては、平成25年に認定・認証を受けて、5年満期を迎え、改めて認定・認証を受けようとする農家さん、今回、新たに認定・認証を受けようとする農家さんを含め、広くご案内させていただいているところでございますが、このたび、認定農業者につきましては、8経営体、12人の申請があったところでございます。申請のあった農業改善経営計画書をもとに、11月7日に開催された審査会においては、農業委員会会長である高橋会長が審査会会長として、穴戸職務代理が審査会副会長としてご審査いただきました。ありがとうございます。

なお、今回認定農業者になられた皆様におかれましては、12月14日に開催される交付式において認定書が授与されることになっております。

最後に、今回の結果を反映した上で、区内における認定農業者は51経営体75名、認証農業者につきましては33経営体43名になりましたことを合わせてご報告させていただきます。

続きまして、今度は資料No.14をご覧くださいと思います。ふれあい農園2点の開催のご案内でございます。

まず、ふれあい農園「多肉植物の寄せ植えづくり」の開催についてでございますけれども、中町にある世田谷ファームにて開催されるということのご案内でございます。開催日時、参加費、申込方法等につきましては資料にてご確認いただければと思います。

また、「世田谷いちご熟でいちご狩り」につきましても、中町にあります世田谷いちご熟

で開催されますが、同じく開園日時、参加費、申込方法等につきましては資料にてご確認いただければと思います。

続きまして、資料No.15に移らせていただきます。農家に教わる「農業体験農園」で野菜づくりについてのご案内でございます。

今回につきましては、羽根木体験農園ほか4園にて開催されます。所在地、募集区画、利用期間、料金等につきましては、こちらの一覧をご確認いただければというところでございますので、よろしく願いいたします。

報告は以上でございます。

高橋会長 質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 続きまして、次第7の報告をお願いします。

事務局 次第7に移らせていただきます。資料No.16でございます。都内産農産物の放射性物質の検査結果の報告でございます。

今月につきましては、11月1日、8日、15日、29日ということで、都内産農産物の放射性物質の検査結果の報告がありますけれども、問題ないものということでご報告させていただきます。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 ご質問はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 なければ、この件は終了いたします。

総合的に質問はございますか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 以上で本日の予定案件は全て終了いたしました。宍戸会長職務代理より閉会のご挨拶をいただきます。

(宍戸会長職務代理者あいさつ)

午後6時12分閉会